

各発注機関の長あて

国土交通事務次官

平成20年度第2次補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

先般、新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において、「生活対策」が決定され、このうち中小・小規模企業支援等対策、地域活性化対策及び住宅投資・防災強化対策の「国民生活と日本経済を守る」ための政策展開を行う「平成20年度第2次補正予算」が1月27日に成立し、所要の予算が追加されたところである。

平成20年度国土交通省所管事業の執行については、既に平成20年4月1日付け国会公第212号及び平成20年10月16日付け国会公第122号により種々御配慮をお願いしているところであるが、第2次補正予算による追加事業を含めた今後の所管事業の執行に当たっては、前記通達によるほか、下記の事項に十分留意の上、引き続き適正な事業の実施を図られたく、命により通達する。

(官庁営繕部、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、気象庁、海上保安庁、運輸安全委員会事務局)

なお、これに伴い、事業の実施に当たる職員の健康管理についても十分留意されたい。

記

1. 今後の所管事業の執行に当たっては、平成20年度第2次補正予算による追加事業も含め、早期かつ着実に実施すること。
また、いわゆるゼロ国債による事業についても、公共事業の平準化を推進する必要性を勘案し、事業の早期実施に努めること。
2. 入札・契約手続を早期かつ適正に行うため、総合評価落札方式における提出資料の簡素化等により、可能な限り一般競争入札方式等の手続に要する期間の短縮に努めるとともに、工事の種類、現場条件等を考慮した概算数量発注や詳細設計付工事発注の積極的活用等により、引き続き事務の改善及び効率化に努めること。

3. 工事の発注に当たっては、ダンピング受注の防止徹底や不調・不落対策等による適正価格での契約を推進すること。

また、地域建設業経営強化融資制度等に関する債権譲渡承認事務の迅速化、工事検査及び支払事務の迅速化に努めるとともに、下請業者に対する請負代金の金額の設定及びその支払が適正に行われるよう、「建設業法」（昭和24年法律第100号）等の関係規定の遵守を請負業者に徹底すること。

4. 平成20年6月17日に閣議決定された「平成20年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。